

令和6年2月29日

週休2日取得モデル工事の試行について（令和6年4月1日改定）

「週休2日取得モデル工事」について、以下のとおり取り組みの変更を行いますのでお知らせします。

■ 変更の内容

- ・発注方式において「発注者指定型」を導入し、原則、当初発注工事は「発注者指定型」とします。
- ・試行対象金額を当初設計額1千万円以上から130万円を超える工事に拡大します。
- ・週休2日を達成した場合の工事費補正は、4週8休相当以上のみ対象とします。

■ 適用時期

令和6年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用します。

■ その他

土木工事及び営繕工事に係る「週休2日取得モデル工事」実施要領(令和6年4月1日適用)は、【入札・契約情報>各種規定等】のページに掲載しておりますので、ご確認ください。